

個人版事業承継税制の創設①

減税

ポイント

- 特例事業受贈者が、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、**特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予**する。
- 特例事業相続人等が、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、**特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予**する(未分割財産については、適用されない)。
- 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例との併用はできない。
- 租税回避措置として、特定事業用資産の価額から事業用に係る債務の額を控除して、猶予税額を計算する。
- **平成31年1月1日から平成40年12月31日までの贈与又は相続等**に適用する。

(措法70の6の8・70の6の9・70の6の10、改正法附則79⑪・⑬・⑦)

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○ **土地・建物** (土地は400㎡、建物は800㎡まで)

○ **機械・器具備品**

(例) 工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○ **車両・運搬具**

○ **生物** (乳牛等、果樹等)

○ **無形償却資産** (特許権等)

等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間
に行われる相続・贈与が対象

制度を活用するためには、
①経営承継円滑化法に基づく
認定が必要、
②平成31年度から5年以内に、
あらかじめ承継計画を提出す
ることが必要

出典：経済産業省「平成31年度（2019年度）経済産業関係法制改正について」

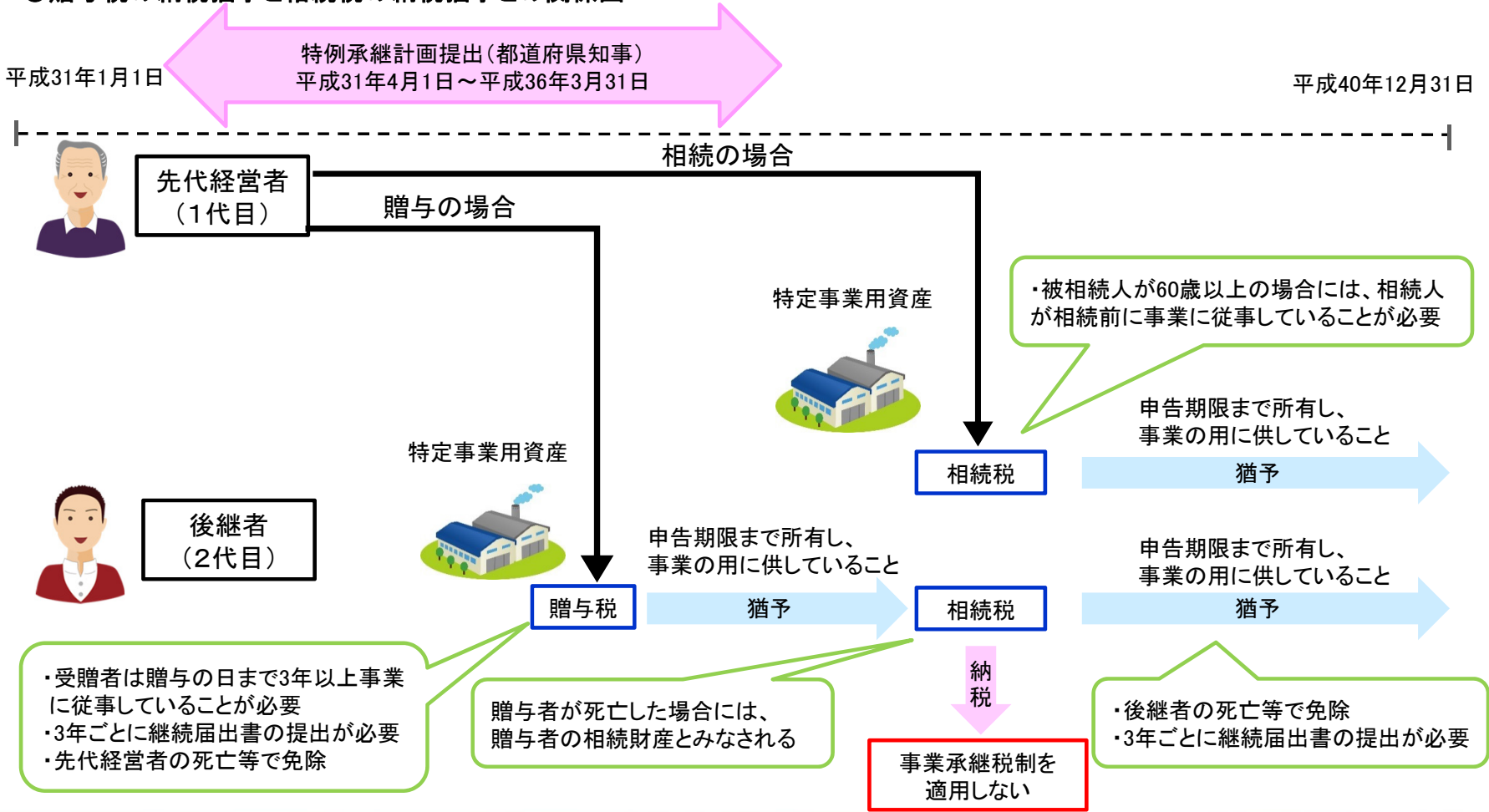
【チェック】

- 対象事業からは、不動産貸付事業等は除かれている。
- 特例事業受贈者は、18歳以上(平成34年3月31日までの贈与は20歳以上)が対象となる。
- 被相続人(贈与者)はあらかじめ、特例事業相続人等(特例事業受贈者)は直後に、それぞれ青色申告の承認が必要となる。
- 住宅ローン、教育ローン等、明らかに事業用でない債務の額は、特定事業用資産の価額から控除されない。

個人版事業承継税制の創設③

減税

○贈与税の納税猶予と相続税の納税猶予との関係図



配偶者居住権等の評価方法の整備②

建物時価	①配偶者居住権 建物の時価－建物の時価 × $\frac{(\text{残存耐用年数}^{\ast 1} - \text{存続年数}^{\ast 2})}{\text{残存耐用年数}} \times \text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}$
	②居住建物の所有権 建物の時価－①

零以下となる場合には零とする。

※1 所得税法に基づいて定められている耐用年数(住宅用)に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

※2 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合は、配偶者の平均余命年数。

上記以外の場合は、遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数(配偶者の平均余命年数を上限とする。)

土地時価	③居住建物敷地利用権 土地等の時価－土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
	④居住建物敷地権 土地等の時価－③

平均余命 平成29年簡易生命表
(単位:年)

年齢	男	女
50歳	32.61	38.29
55歳	28.08	33.59
60歳	23.72	28.97
65歳	19.57	24.43
70歳	15.73	20.03
75歳	12.18	15.79
80歳	8.95	11.84
85歳	6.26	8.39

【チェック】

- 配偶者居住権等は、改正民法では平成32年4月1日の施行が予定されている。
- 建物時価・土地時価と記載されているが、それぞれ相続税評価額で計算するものと考えられる。
- 改正民法では、現行5%とされている法定利率を当初3%とし、その後市中の金利動向に合わせて自動的に変動する仕組みとなる予定となっている。
- 配偶者居住権の評価額は、平均余命年数が長いほど、高くなる。
- 配偶者短期居住権の評価は定められていない。
- 二次相続が発生した場合等配偶者居住権が消滅した場合の詳細は注視する必要がある。

【参考】中小法人・中小企業者・中小企業者等の範囲

1. 法人税法・租税特別措置法による範囲

資本金又は出資金の額が5億円以上の法人	大法人	
○ 資本金又は出資金の額が1億円超の法人 ○ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 (中小企業投資育成株式会社を除く)	大規模法人 (※)	中小企業者等
① 大法人の子会社等 ○ 大法人との間にその大法人による完全支配関係がある法人 ○ 完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人		
② 大規模法人の子会社 ○ 単一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 ○ 2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人		
資本金又は出資金の額が1億円以下の法人	中小法人等	
③ ①②以外の法人	中小企業者	中小企業者等
資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人	中小企業者	中小企業者等
農業協同組合、中小企業等協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、森林組合等	農業協同組合等	中小企業者等

2. 中小企業等経営強化法による範囲

業種目	以下のいずれかを満たす		中小企業者等
	資本金	従業員数	
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下	中小企業者等
製造業のうちゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
サービス業のうちソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
サービス業のうち旅館業	5千万円以下	200人以下	
その他の業種	3億円以下	300人以下	
企業組合、協業組合、事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、一定の生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会、酒造組合、一定の酒造組合連合会及び酒造組合中央会、一定の酒販組合、一定の酒販組合連合会及び酒販組合中央会、一定の内航海運組合及び内航海運組合連合会、一定の技術研究組合			
会社及び個人	10億円以下	2,000人以下	
中小企業者に該当しない組合等			

(※) 大規模法人の範囲については今年度改正あり。後掲「みなし大企業の範囲の見直し」参照。